

契 約 書

札幌市（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）との間において、札幌市〇〇破碎工場（以下「工場」という。）における破碎回収鉄くず（以下「回収金属」という。）の売払いについて、次のとおり契約を締結する。

（売払い物品）

第1条 発注者は、工場のごみ処理過程における回収金属を受注者に売払うものとし、受注者はその全量を引き受けるものとする。

（売払い価格及び期間）

第2条 売払い価格は、工場搬出時の回収金属の実量 1トンにつき〇〇円に消費税及び地方消費税の額として、10/100に相当する額を加算した金額とする。

2 売払い期間は、令和7年10月1日から令和8年3月31日までとする。

（契約保証金）

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない。ただし、発注者が、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第25条の規定に基づき契約保証金の納付を免除した場合は、この限りでない。

2 前項の契約保証金の額は、契約金額（発注者があらかじめ示した予定数量に契約単価を乗じて得た額に、当該金額に消費税及び地方消費税の額として契約を締結した時点において適用される税率を乗じて得た額を加算した金額のことをいう。以下同じ。）の100分の10以上としなければならない。

（回収金属の引渡し場所）

第4条 受注者は、回収金属を発注者の工場において引渡しを受けるものとする。

（売払い代金の徴収）

第5条 回収金属の売払い代金の算定は、次の算式による。

発注者は、売払い価格から消費税及び地方消費税額分を除いた額×1ヶ月の搬出量×110/100（消費税及び地方消費税加算分）の算式により計算することとし、1円未満の端数が生じた場合は、それを切捨てとする。

2 当月分合計搬出量に100kg未満の端数が生じた場合には、切捨てするものとする。

3 受注者は、発注者が発行した納入通知書により、指定期日までに売払い代金を納入しなければならない。

（回収金属の取扱い）

第6条 受注者は、発注者の工場の運転に支障がないように、速やかに回収金属を搬出しなければならない。

2 受注者は、回収金属の搬出及び処理を行うにあたり、関係法規を遵守し、環境衛生上支障のないように確実な管理、取扱いを行うとともに、発注者の指示に従わなければならない。

（権利譲渡の禁止）

第7条 受注者は、この契約に基づく権利又は義務を第三者に譲渡又は承継してはならない。
(契約の解除等)

第8条 発注者は、受注者が次の各号に該当したときは契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく回収金属の搬出を止めたとき。
- (2) 不正行為があったとき。
- (3) この契約条項に違反したとき。
- (4) 受注者の都合により、この契約の解除の申し出があったとき。
- (5) 前号に掲げるもののほか、法令等に違反し社会的信用を著しく傷つけたとき。

2 発注者は、前項各号により契約を解除したときは、契約を解除した日の翌日から起算して第2条の売払い期間末日までの回収金属搬出量に、第2条の売払い価格を乗じた金額の10分の1に相当する賠償金を徴収できるものとする。

(売払い価格の改定)

第9条 契約期間中において、経済情勢の変動等により第2条の価格が時価に比して著しく不相当であることを発注者と受注者双方が認めたときは、協議のうえ価格を改定することができるものとする。

(協議事項)

第10条 前各条のほか、この契約に定めない事項及び疑義が生じた事項については発注者と受注者双方が協議のうえ定めるものとする。

(裁判管轄)

第11条 この契約に関する訴訟は、発注者の所在地を管轄する裁判所に提訴する。

(その他)

第12条 この契約に定めるもののほか、発注者と受注者がともに札幌市契約規則及び関係法令の定めるところを誠実に守るものとする。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、発注者と受注者がともに記名押印のうえ各自その1通を所持するものとする。

令和7年 月 日

発注者 札幌市
代表者 市長 秋元 克広

受注者 住 所
商号又は名称
職・氏名

物品―第 42 号様式 物品売払い単価契約約款（令和 4 年 8 月 10 日施行）

札幌市物品売買単価契約約款

（総則）

- 第 1 条 発注者及び受注者は、契約書記載の物品（以下「物品」という。）の売買契約に関し、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書（設計図、見本等を含む。以下同じ。）に従い、この契約（この約款及び仕様書の内容とする物品の売買契約をいう。以下同じ。）の履行にあたって適用される法令を遵守し、これを履行しなければならない。
- 2 受注者は、発注者からの引取依頼に基づき、発注者が都度指定する引取期限までに物品を引取ったうえで、その売買代金（契約単価に第 5 条の確定数量を乗じて得た額に、第 4 条の物品の引渡し時点における消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に定める率を乗じて得た額を加算した額をいう。以下同じ。）を支払うものとする。
- 3 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 4 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 5 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 6 この約款に定める承諾、請求、催告、表示及び解除は、原則として書面にて行わなければならない。

（契約保証金）

- 第 2 条 受注者は、この契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない。ただし、発注者が、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 25 条の規定に基づき契約保証金の納付を免除した場合は、この限りでない。
- 2 前項の契約保証金の額は、契約金額（発注者があらかじめ示した予定数量に契約単価を乗じて得た額に、当該金額に消費税及び地方消費税の額として契約を締結した時点において適用される税率を乗じて得た額を加算した金額のことをいう。以下同じ。）の 100 分の 10 以上としなければならない。

（権利義務の譲渡等）

- 第 3 条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（引取期限等）

- 第 4 条 受注者は、発注者から物品の引取依頼の通知があったときは、遅滞なく発注者が指定した場所で引渡しを受けるものとする。
- 2 物品の引取りに要する費用は、受注者の負担とする。

（数量の確定）

- 第 5 条 仕様書の定めによるほか、発注者から受注者へ指示があった場合は、公認の計量証明事業所に備えられた計量器又は発注者の指示した方法で計量した物品の数量をもって確定数量とする。

（売買代金）

- 第 6 条 受注者は、売買代金を発注者の指定する方法及び支払期限内に支払わなければならない。
- 2 受注者の責めに帰する事由により前項の支払いが遅れたときは、その未納分について期限満了の翌日から起算して支払済みの日までの日数について、札幌市債権管理条例（平成 24 年条例第 3 号）第 8 条の規定に基づき計算した額を違約金として発注者に支払わなければならない。

（物品の引取遅延の承認）

- 第 7 条 受注者は、物品の引取りについて、天災その他の受注者の責めに帰することができない事由により引取遅延のおそれがあるときは、直ちにその事由を発注者に届け出て遅延の承認を求めなければならない。

（危険負担）

- 第 8 条 第 4 条の引渡しの前（第 7 条の規定に基づき遅延の承認を受けた場合は、当該承認後の日における引渡しの前。）に生じた物品の亡失、き損等は、すべて発注者の負担とする。

（契約不適合責任）

- 第 9 条 受注者は、物品の引渡し後、物品に種類、品質又は数量に関して仕様書等の内容に適合しない状態があるところを発見しても、発注者に対し履行の追完、売買代金の増減及び損害賠償並びに契約の解除を請求することができない。

物品一第 42 号様式 物品売払い単価契約約款（令和 4 年 8 月 10 日施行）

（談合行為に対する措置）

第10条 受注者は、この契約に係る入札に関して、次の各号の一に該当したときは、契約金額の100分の20に相当する額を発注者に支払わなければならない。契約期間が満了した後においても、同様とする。

(1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令）が確定したとき。

(2) 受注者又は受注者の役員若しくは使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。

(3) 前2号に規定するもののほか、受注者又は受注者の役員若しくは使用人が独占禁止法又は刑法第96条の6の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。

2 前項に規定する場合においては、発注者は、契約を解除することができる。

3 前2項の規定は、発注者の受注者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

（事情変更）

第11条 この契約締結後において、市場価格に著しい変動があった場合は、発注者と受注者とが協議のうえ、契約単価の変更を行うことができる。

（契約の解除等）

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおいて、当該不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 支払期限までに売買代金の全部又は一部を支払わないとき。

(2) 前号の場合のほか、この契約に違反しているとき。

2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の解除をすることができる。

(1) 売買代金の支払いが不能であるとき。

(2) 売買代金の支払いを拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 売買代金の一部の支払いが不能である場合又は売買代金の一部の支払いを拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する履行済み部分のみでは契約の目的を達することができないとき。

(4) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定により一般競争入札に参加することができなくなったとき。

(6) この契約の締結若しくは履行又は入札に関し、不法の行為又は札幌市契約規則に違反する行為をしたとき。

(7) 第3条の規定に違反し、発注者の承諾を得ずにこの契約から生じる債権を譲渡したとき。

(8) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認め

物品一第 42 号様式 物品売払い単価契約約款（令和 4 年 8 月 10 日施行）

られるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 暴力団又は暴力団員に、この契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。

(9) 前各号に掲げる場合のほか、発注者が前項の催告をしても、契約の目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき、又は契約を継続し難い重大な事由があると認められるとき。

3 第 1 項又は前項の規定により契約が解除された場合については、受注者は、発注者にその損害の賠償を求めることができない。

4 第 1 項各号又は第 2 項各号（第 8 号を除く。）に定める場合が、発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第 1 項又は第 2 項の規定による契約の解除をすることができない。

（契約が解除された場合等の賠償金）

第 13 条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、発注者は、契約金額の 100 分の 10（発注者に生じた実際の損害額が当該金額を超過する場合は、当該損害額）に相当する金額を賠償金として請求することができる。

(1) 前条第 1 項又は第 2 項の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

3 第 1 項の場合において、第 2 条の規定により契約保証金が納付されているときは、発注者は、当該契約保証金をもって第 1 項の賠償金に充当することができる

（発注者に対する損害賠償）

第 14 条 受注者は、この契約の履行に当たり、受注者の責めに帰すべき事由により発注者に損害を与えた場合には、前条の規定に基づき損害を賠償する場合を除き、発注者の定めるところにより、その一切の損害を賠償しなければならない。

（契約保証金の返還等）

第 15 条 発注者は、契約期間が満了したときは、契約保証金を返還しなければならない。

（裁判管轄）

第 16 条 この契約に関する訴訟は、発注者の所在地を管轄する裁判所に提訴する。

（その他）

第 17 条 受注者は、この約款に定める事項のほか、札幌市契約規則及び労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他の労働及び社会保険に関する法令を遵守するものとする。

2 この約款に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議のうえ定めるものとする。